



成年後見相談

うけたまわります



今わたくしたちが暮らす高齢社会ではさまざまな課題が山積しており、その中でも福祉のきめ細かい対応が大変重要になっています。

★家族で認知症の高齢者をかかえている

★独居生活で頼める人がいない

★知的障害があり、親が年を取ってしまったら心配・・・

一人で判断できなくなり、この先が不安、自分のこと・親のこといろいろ悩みをお持ちの方は、はせさんず後見事務所にご相談ください。

はせさんずでは市民後見人の養成をして、皆様の相談を受けたり、後見人をひきうけるために成年後見事務所を開設しています。

- 曜 日 : 月曜日～金曜日
- 時 間 : 10:00～15:00
相談時間については、予約をお願いします
また、上記以外の曜日や時間をご希望の方もお問い合わせください
- 相談内容 : 成年後見にかかわる相談

成年後見にかかわる申立て手続き 他



はせさんず
市民後見事務所

大田区池上 4-17-18
関ビル 301 号室
東急池上線池上駅より
徒歩 5 分

予約の TEL & FAX

5700-5747



NPO 法人たすけあい大田 はせさんず
〒146-0082 大田区池上 4-28-3
TEL:03-5747-2610 FAX:03-5747-2620

成年後見制度とは

成年後見制度は、精神上的の障害（知的障害、精神障害、認知症など）により判断能力の不十分な人を保護するため、本人のために法律行為を助ける人を選任する制度です。

家庭裁判所の審判による「**法定後見**」と本人が判断能力が十分なうちに候補者と契約しておく公証役場での「**任意後見**」とがあります。

また、法定後見や任意後見の利用の内容、成年後見人の権限等が法務局で登記され情報は適正に管理されます。

成年後見制度の理念は、本人の保護を図りつつ自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションをその趣旨としています。したがって、成年後見人が選任されても、スーパーでお肉やお魚を買ったり、お店で洋服や靴を買ったりするような日常生活に必要な範囲の行為は本人が自由にすることができます。

*ノーマライゼーションとは、「障害者を排除するのではなく、障害を持っていても健常者と均等に当たり前に生活できるような社会こそがノーマルな社会である」という考え方。

成年後見開始の手続き

法律上は本人の申立ても可能ですが、通常4親等以内の親族、親族のいない方は、市区町村長（大田区の場合、大田区長）が家庭裁判所（本人の住所が大田区であれば、霞ヶ関の家庭裁判所）に申立てをします。申立ての書類は定型化されており、はせさんず市民後見事務所にも常備しています。

申立て手続きでは、本人やご家族の依頼により NPO 法人たすけあい大田はせさんずが後見人等候補（決定は、家庭裁判所）となることができます。

☆手続き等についても、わからないことがあればご相談ください☆

判断が必要な法律行為とは

知的障害、精神障害、認知症などの理由で判断能力の不十分な方々は、

- 不動産や預貯金などの財産を管理する
- 身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を締結する
- 遺産分割の協議をしたりする 等々

自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また

- 自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまう。
- 結果的に、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。
(法務省のホームページより抜粋)